

社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会

給与規程

社会福祉法人  
宮古島市社会福祉協議会

# 社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会給与規程

## 第1章 総則

### (目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人宮古島市社会福祉協議会（以下、「本会」という）の就業規則第31条に基づき、職員の給与、手当等に関する事項を定める。
- 2 非常勤職員及び介護職員は別途定める。
  - 3 この規程は、宮古島市職員の給与に関する条例、規則に準じ定めるものとし、宮古島市職員の給与に関する条例、規則に改訂のあった場合直ちにこの規程も改訂しなければならない。
  - 4 介護職員の内、正規職員についてはこの規程による。

### (給与の支払)

- 第2条 この規程に基づく給与は、他の法令に規定する場合を除くほか、現金により支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合、本会が指定する金融機関の本人名義口座へ振込みによる方法により支払うことができる。
- 2 公務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

### (給料)

- 第3条 給料は、正規の勤務時間(本会就業規則で規定する勤務時間をいう。以下同じ。)による勤務に対する報酬であって、この規程に定める管理職手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、退職手当を含まないものとする。

## 第2章 給与

### (給料表)

- 第4条 この規程に定める給料表は、別表のとおりとする。

### (初任給)

- 第5条 新たに職員になった者の号級は、別に定める。

### (級別標準職務)

- 第6条 職務の級の分類の基準となるべき標準的な内容は、級別標準職務表別表2に定めるとおりとする。

### (給与からの控除)

- 第7条 職員に支給する給与から、次のものを控除する。
- (1) 所得税及び住民税
  - (2) 社会保険料など法令などで定められた保険料
  - (3) 沖縄県社会福祉事業共済会費及び共済会償還金
  - (4) その他必要と認められた諸控除金

### (給料の支給)

第8条 給料は、月の1日から末日までを計算期間とし当月21日（その日が金融機関の休日となる場合は、直近の前営業日）に支給する。

第9条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に移動が生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規程により給料を支給する場合は日割りによって計算する。

（管理職手当）

第10条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その職務の特殊性に基づいて別表3のとおり支給する。

（扶養手当）

第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

（1）配偶者(届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)

（2）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

（3）満60歳以上の父母及び祖父母

（4）満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

（5）重度心身障害者

3 扶養手当の月額を、前項第1号に掲げる扶養親族については、13,000円、同項第2号から第5号までに掲げる扶養親族のうち2人までについてはそれぞれ6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合にあつてはそのうち1人については6,500円、職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち1人については11,000円)、その他の扶養親族については1人につき5,000円とする。

4 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 扶養手当を受給しようとするものは扶養親族届(様式第1-1号)にて届出なければならない。

6 扶養親族届(様式第1-1号)にて届出のある者については、扶養親族簿(様式第1-2号)により会長の確認を受ける。

7 扶養手当の支給は、扶養親族届(様式第1-1号)にて会長の認定後の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

（通勤手当）

第12条 通勤手当は、別表4のとおりとする。

2 通勤手当を受給しようとするものは通勤届(様式第2-1号)にて届出なければならない。

3 通勤届(様式第2-1号)にて届出のある者については、通勤手当認定簿(様式第2-2号)により会長の認定を受ける。

4 通勤手当の支給は、通勤手当認定簿(様式第2-2号)にて認定の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

(時間外勤務手当)

第13条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外に勤務を命ぜられた者に対し、勤務時間を超えて勤務した全時間に別表5のとおり支給する。

(時間外勤務手当に関する規定の適用除外)

第14条 第13条の規定は、第10条に規定する管理職手当の支給を受けている職員には適用しない。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員。

(2) 当該住宅が当該新築又は購入がなされた日から起算して5年を経過するまでの職員

2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額

ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額

イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる職員 2,500円

3 住居手当を受給しようとするものは住居届(様式第3-1号)にて届出なければならない。

4 住居届(様式第3-1号)にて届出のある者については、住居手当認定簿(様式第3-2号)により会長の認定を受ける。

5 住居手当の支給は、住居手当認定簿(様式第3-2号)にて認定の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始する。

(端数計算)

第16条 第13条に規定する勤務1時間あたりの給与支給額により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当の額を算定する場合において、当該額に、1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとする。

(勤務1時間あたりの給与額の算出)

第17条 第13条に規定する勤務1時間当りの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当りの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

### 第3章 その他の給与

(期末手当)

第18条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、6月30日及び12月10日(その日が金融機関の休日となる場合は、直

近の前営業日)に支給する。

2 期末手当の額は別表6のとおりとする。

3 社会経済情勢、経営状況によって理事会の承認を得て、減額又は支給しない場合もある。

(特殊勤務手当)

第19条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮が必要と認められる職員に対し、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される職員の範囲、支給額その他特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

#### 第4章 雑則

(給料表の改訂)

第20条 社会一般情勢の変化、その他の事由により給料の調整が必要であると認めた時は、給料表の改訂を行うものとする。

(定めのない事項の処理)

第21条 給与について、この規程に定めのない事項については、宮古島市条例、労働基準法及び関係法令、通達等の示すところによる。その場合は、会長の判断するところによる。

(規程の改廃)

第22条 この規程を改廃するときは理事会の承認を得なければならない。

附則

この規程は、平成18年4月1日から適用する。

附則

この規程は、平成18年6月1日から適用する。

附則

この規程は、平成19年4月1日から適用する。(会長、副会長手当の改正)

附則

第8条の管理職手当については、平成19年4月1日より平成20年3月31日までの間支給しないものとする。

附則

第8条の管理職手当については、平成20年4月1日より平成21年3月31日までの間支給しないものとする。

附則

この規程は、平成21年4月1日より適用する。但し、第10条の管理職手当については、平成2

1年4月1日より平成22年3月31日までの間支給しないものとする。

附則

この規程は、平成29年6月14日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

第1条の改正、附則の挿入、別表2, 3, 4, 6の改正、時給計算式の改正、様式第1-1号、第2-2号、第3-1号、の改正、給与表の改正

附則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

第5条の改正、別表6の改正、給与表の改正

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和2年12月9日から施行する。

上記の施行日に在職している職員に対し1回限り新型コロナウイルス感染症対策慰労金として100,000円を支給する。

但し、沖縄県が実施する「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業」及び宮古島市が実施する「宮古島市介護サービス事業所・施設等職員支援金支給事業」対象の職員は除く。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和4年6月1日から施行する。

別表6の変更

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、別表6は令和4年12月1日から適用する。

別表給与表、別表2、別表6の変更

附則

この規程は、令和5年6月2日から施行する。

別表6の変更

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、別表6は令和5年12月1日から適用する。

別表給与表、別表6の変更

# 扶 養 親 族 届

宮古島市社会福祉協議会会長 殿

宮古島市社会福祉協議会給与規程第11条の規定に基づき届出します。

年 月 日受理

主たる届出理由(証明書 書添付) <input type="checkbox"/> 1 扶養親族の発生又は増加 <input type="checkbox"/> 2 扶養親族の減少又は消滅 <input type="checkbox"/> 3 扶養親族でない配偶者の消滅 ( 年 月 日消滅) <input type="checkbox"/> 4 扶養親族でない配偶者の発生 ( 年 月 日発生)								提出年月日						
								職 名						
								氏 名		印				
今回届出にかかる扶養親族						現在手当支給の対象となっている親族								
氏名	続柄	年齢	生年月日	同居 の別 別居	年収額 (職業)	異動 年月日	異動 理由	氏名	続柄	年齢	生年月日	支給額		
注1 「主たる届出理由」欄には、主な届出事由によって該当の□欄にレを付する。 なお、扶養親族たる配偶者の発生、消滅の場合は1欄又は2欄に、扶養親族たる18歳未満の子があり、かつ、扶養親族でない配偶者の消滅発生の場合は、3欄又は4欄にレを付すること。  2 「年収額欄」には、勤労所得、事業所得等の所得があれば、これらの種類ごとにその金額を記入する。  3 「異動理由」欄には、婚姻、出生、60歳以上、死亡、離婚、就職、18歳等その具体的理由を記入する。  4 添付する証明書は、原則として官公署の発行するもの(戸籍謄(抄)本、扶養証明書等)とし、任命権者は実情に応じて証明書の発行者及び様式を指定することができる。  5 * 欄は、認定者において記入する。						* 扶養手当額 年 月 日 開始、改定、終了  異動記入欄(第1子の額は 年 月 日から増額、減額)								
						扶養親族	配偶者	18歳未満 第1子	18歳未満 その他	60歳以上	18歳未満 弟妹	重度身 障者等	計	
						人員								
						金額								
						上記のとおり認定する。								会長

用紙のサイズはISO 216(国際規格)、JIS P0138(日本工業規格)によるA4サイズとする。

# 扶養親族簿

					職 員 氏 名		
扶養親族の氏名	続柄	生年月日	異動年月日	支給の始期・終期	備 考	任 命 権 者 の 確 認 欄	
						確認年月日	認定権者の職名氏名印
配偶者 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その事由の生じた年月日 年 月 日							

(注) 1 異動年月日欄には、新たに職員となった日、扶養親族たる用件を具備するに至った日又は扶養親族たる用件を欠くに至った日を記入する。

2 支給の始期、終期欄には、その扶養親族についての手当の支給を始める月又は終える月を記入する。

3 備考欄には扶養親族が別居している場合、職業を有する場合、重度身障者である場合等にその旨を記入する。

4 配偶者欄には、次に掲げる場合に記入し、(ウ)の場合にはその事実の生じた年月日を併せて記入する

(ア) 新たに職員となった者に配偶者以外の扶養親族があり、かつ、配偶者がいない場合

(イ) 職員が配偶者以外の扶養親族を有するに至った時に配偶者のない場合





# 通 勤 手 当 認 定 簿

職 名				事 実 発 生 年 月 日					
氏 名				提 出 年 月 日					
住 居				受 理 年 月 日					
順 路	算出の基礎となる交通機関等		定 期 券 回 数 券 其 他 の 別	1ヵ月の運 賃等の額の 算出基礎	1ヵ月の運 賃等の額	運賃改正による1ヵ月の運賃等の額			
	交通機関等の名 称	利 用 区 間				年 月 日 改 正	年 月 日 改 正	年 月 日 改 正	
1		字 ～ 字			円	円 .	円 .	円 .	
2					円 .	円 .	円 .	円 .	
3					円 .	円 .	円 .	円 .	
4					円 .	円 .	円 .	円 .	
計					円 .	円 .	円 .	円 .	
1ヵ月の運賃等の額の総額					円	円	円	円	
規 程 第 2 2 条 該 当 ・ 非 該 当				支 給 の 始 期 等		通 勤 手 当 の 月 額		備 考	
決 定 事 項	<input type="checkbox"/> 該 当			年 月 [ から ] 支 給		円			
				年 月 [ から ] 支 給		円			
	<input type="checkbox"/> 非 該 当			年 月 [ から ] 支 給		円			
				年 月 [ から ] 支 給		円			
				年 月 [ から ] 支 給		円			
				年 月 [ から ] 支 給		円			
非常勤就業規則第22条の規定に従い上記のとおり確認し決定する。  年 月 日				取 扱 者 認 印	会 長	副 会 長	局 長	課 長	係
職 名		氏 名							

用紙のサイズはISO 216(国際規格)、JIS P0138(日本工業規格)によるA4サイズとする。

# 住 宅 届

( 年 月 日 提出)

社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会 会 長 殿		主な届出の理由 <input type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 転居 <input type="checkbox"/> 契約関係の変更 { 契約の更新を { 含む。 } <input type="checkbox"/> 家賃の額の改定					
職 名		<input type="checkbox"/> 住宅の所有関係の変更 <input type="checkbox"/> 支給要件の喪失 <input type="checkbox"/> その他					
氏 名	印	上記事実の発生日 年 月 日					
宮古島市社会福祉協議会給与規程第15条の規定に基づき、住居の実情、住宅の所有関係等を届け出ます。(契約書等 証明書類 通添付)							
借 家 ・ 借 間	契 約 年 月 日	年 月 日	契 約 期 間	年 月 日から 年 月 日まで			
	住 宅 の 所 在 地			住 宅 へ の 入 居 日	年 月 日		
	住 宅 の 種 類	<input type="checkbox"/> 借家 <input type="checkbox"/> 借間 <input type="checkbox"/> まかない付下宿		住 宅 の 契 約 面 積	m <sup>2</sup>		
	住 宅 の 所 有 者	続 柄 ( )	住 所				
	住 宅 の 借 主	続 柄 ( )	住 所				
	住 宅 の 名 義 上 の 借 主	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 扶養親族 (氏名 ) 共同名義人が <input type="checkbox"/> いる    { 氏名    続柄 ( ) } <input type="checkbox"/> いない    {                                    ( ) }					
	家 賃 等	月 額    円 ( 年 月 日から )	左記家賃等には、 <input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道の料金が含まれている。 (光熱費込みの下宿代) <input type="checkbox"/> 食費等が含まれている(まかない付下宿代)				
自 有 の 住 宅 関 係	住 宅 の 所 在 地			住 宅 へ の 入 居 日	年 月 日		
	住 宅 の 所 有 権 の 有 無	所有権のある住宅	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の扶養親族 <input type="checkbox"/> 職員である配偶者 <input type="checkbox"/> 職員である配偶者の扶養親族		所有権の保存又は移転の登記年月日 年 月 日		
		所有権を留保されている住宅	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の扶養親族 <input type="checkbox"/> 職員である配偶者 <input type="checkbox"/> 職員である配偶者の扶養親族		所有権の保存又は移転の登記年月日 年 月 日		
	住 宅 の 関 係	譲渡担保の目的となっている住宅	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人の扶養親族 <input type="checkbox"/> 職員である配偶者 <input type="checkbox"/> 職員である配偶者の扶養親族		所有権の保存又は移転の登記年月日 年 月 日		
		住宅の取得理由	<input type="checkbox"/> 新築した <input type="checkbox"/> 相続した <input type="checkbox"/> その他の取得理由 <input type="checkbox"/> 購入した <input type="checkbox"/> 贈与された ( )				
	住 宅 の 新 築 又 は 購 入 が な さ れ た 日						
	同 居 者	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 一親等の血族又は姻族 <input type="checkbox"/> その他					
	世 帯 主 氏 名 (主たる生計維持者)						
	<input type="checkbox"/> 借家・借間 <input type="checkbox"/> 自宅 (5年を経過する日: 年 月 日) 上記のとおり <input type="checkbox"/> 確認する。 <input type="checkbox"/> 確認し、規程第15条に規定する家賃の額に相当する額は 円であると算定する。						
	年 月 日	職 名	氏 名	印	取 扱 者 認 印	会 長	副 会 長
					局 長	課 長	
						係	
備考							

記入上の注意 1 「主な届出の理由」欄には、住宅届の主な理由の一についてレ印を付するものとする。  
 用紙のサイズはISO 216(国際規格)、JIS P0138(日本工業規格)によるA4サイズとする。

住 居 手 当 認 定 簿

職 名		氏 名					
届 出 の 事 由		提 出 年 月 日	受 理 年 月 日	決 定 家 賃 額	支 給 の 始 期 等	住 居 手 当 の 月 額	規 程 第 15 条 に 従 い 左 記 の と お り 認 定 ( 改 定 ) す る。
発 生 年 月 日 ( 改 定 年 月 日 )	内 容						
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
年 から 月 日 まで		年 月 日	年 月 日	円	年 から 月 日 まで	円	年 月 日 職名 氏名 印
備考							

別表2(第6条関係)

級別標準職務表

職務の級	標準的な職務
1級	1 福祉活動専門員
	2 地域福祉係
	3 企画総務係
	4 日常生活自立支援専門員
	5 法人後見専門員
	6 介護職員
2級	1 福祉活動専門員
	2 地域福祉係
	3 企画総務係
	4 日常生活自立支援専門員
	5 法人後見専門員
	6 介護職員
3級	1 係長
	2 福祉活動専門員
	3 地域福祉係
	4 企画総務係
	5 日常生活自立支援専門員
	6 法人後見専門員
	7 介護職員
4級	1 事務局長
	2 課長
	3 係長
5級	1 事務局長
	2 課長
6級	1 事務局長
	2 課長
7級	相当困難な業務を所掌する事務局長

別表3(第10条関係)

管理職手当

事務局長	(給料) × 6 ÷ 100
課長	(給料) × 4 ÷ 100

時給計算式	
給料	改正後
	(給料) × 12 ÷ (38.75 × 52) (1円未満は切り捨)

別表4（第12条関係）

## 通勤手当表

距離区分(片道) (自宅より勤務地までの距離)	額
2キロメートル以上5キロメートル未満	2,300 円
5キロメートル以上10キロメートル未満	5,500 円
10キロメートル以上15キロメートル未満	8,600 円
15キロメートル以上20キロメートル未満	11,800 円
20キロメートル以上25キロメートル未満	15,000 円
25キロメートル以上30キロメートル未満	17,900 円
30キロメートル以上35キロメートル未満	20,900 円
35キロメートル以上40キロメートル未満	23,700 円
40キロメートル以上	26,200 円
船舶等を利用する区間	定期券代

別表5（第13条関係）

## 時間外勤務手当表

種 別	内 容	計 算 式
時間外勤務手当	労働時間が原則週40時間を超えて労働した場合	(時給) × 1.25 × 労働時間
休日勤務手当	休日(週1回の法定休日)に労働した場合	(時給) × 1.35 × 労働時間
早朝勤務手当	早朝(午前5時から午前8時まで)に労働した場合	(時給) × 1.25 × 労働時間
夜間勤務手当	夜間(午後6時から午後10時まで)に労働した場合	(時給) × 1.25 × 労働時間
深夜勤務手当	深夜(午後10時から午前5時まで)に労働した場合	(時給) × 1.5 × 労働時間

別表6(第18条関係)

職 員 種 類	6月	12月
本会就業規則第3条第2項の職員	[基本給 + 扶養手当 + (基本給 × 加算率)] × 2.20	[基本給 + 扶養手当 + (基本給 × 加算率)] × 2.30
加算率	職務の級が3級17号給以上の職	100分の5
	係長	100分の6
	課長	100分の10
	事務局長	100分の15

## 別表

## 給与表

職務 の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100
9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300

## 別表

## 給与表

職務 の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300		
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600		
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800		
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000		
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300		
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600		
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800		



## 別表

## 給与表

職務の 号 俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
	円	円	円	円	円	円	円
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000		
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,300			
95		296,200	344,100	382,600			
96		296,600	344,500	382,800			
97		296,800	344,700	383,000			
98		297,100	345,100	383,300			
99		297,500	345,500	383,600			
100		297,900	345,800	383,800			
101		298,100	346,100	384,000			
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				
109		300,500	349,500				
110		300,900	349,900				
111		301,300	350,200				
112		301,600	350,500				
113		301,800	351,000				
114		302,000					
115		302,300					
116		302,700					
117		302,900					
118		303,100					
119		303,400					
120		303,700					
121		304,100					
122		304,300					
123		304,600					
124		304,900					
125		305,200					